

さくら市告示第 154 号

さくら市建設工事金入り設計書の情報提供に関する要綱を次のように定め、平成 26 年 11 月 20 日から適用する。

平成 26 年 11 月 10 日

さくら市長 人見 健次

さくら市建設工事金入り設計書の情報提供に関する要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、さくら市情報公開条例（平成 17 年さくら市条例第 9 号。以下「条例」という。）第 19 条の規定に基づき、入札に係る単価及び金額の記載された設計書の情報提供に関し必要な事項を定めることにより、事務の簡素化及び迅速化を図り、もって市民サービスの利便性の向上に寄与することを目的とする。

(情報提供すべき設計書)

第 2 条 情報提供する設計書は、建設工事に係る金入り設計書（参考資料を含み、予定価格が 130 万円以上のものに限る。）であって、条例第 6 条に規定する非公開情報が含まれないもの（以下「金入り設計書」という。）とする。

(情報提供の方法)

第 3 条 金入り設計書の情報提供は、金入り設計書の電磁的記録（PDF 形式に限る。）を複製した光ディスクを交付する方法により行うものとする。

(申込みの手續)

第 4 条 金入り設計書の情報提供を受けようとする者は、建設工事金入り設計書の電磁的記録提供申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を実施機関（条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう。）に提出しなければならない。

2 申込書は、当該金入り設計書に係る建設工事を所管する課等（以下「担当課等」という。）ごとに作成し、申込書 1 枚につき光ディスク（新品に限る。）を 1 枚添付しなければならない。

3 第 1 項に規定する申込み（以下「申込み」という。）は、当該担当課等の窓口で

受け付けるものとし、郵送による提出は、受け付けない。

第5条 申込みは、当該金入り設計書に係る入札の落札業者が決定した日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

2 実施機関は、申込みがあったときは、第3条の規定により速やかに当該申込みに係る金入り設計書の電磁的記録を複製した光ディスクを当該申込みを行った者に交付するものとする。

(費用)

第6条 この告示の規定による金入り設計書の情報提供に係る費用は、無料とする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。